

鹿児島県食の安心・安全基本方針



鹿児島県

鹿児島県食の安心・安全基本方針

(平成16年7月16日決定)

目 次

1 策定の趣旨	1
2 策定の背景	1
3 基本的な考え方	2
(1) 消費者に顔の見える農林水産業の推進	
(2) 消費者の視点に立った食品安全対策の推進	
(3) 消費者への正確で確実な情報の提供	
(4) 消費者における正しい知識の習得と理解の促進	
(5) 生産者、事業者、消費者、行政の協働	
4 施策の基本方向	4
(1) 生産段階における安心・安全確保対策	4
(2) 製造・加工、流通・販売段階における安心・安全確保対策.....	7
(3) 安心・安全に関する情報等の確実な提供.....	9
(4) 食の安心・安全の確保に関する県民への理解浸透.....	14
(5) 食品の安全確保に向けた調査・研究等の推進	17
(6) 食の安心・安全の確保に係る推進体制の整備	17
5 生産者、事業者及び行政の責務と消費者の役割	19
(1) 生産者の責務	
(2) 製造・加工、流通・販売業者等事業者の責務	
(3) 行政の責務	
(4) 消費者の役割	

1 策定の趣旨

県民が願う「食の安心・安全の確保」や健康的な食生活を実現するためには、県内で生産される農林水産物と県内で製造・加工、流通・販売される食品の安全確保を図るとともに、生産者、消費者、食品関連事業者間の意見交換（リスクコミュニケーション※1）等を通じた「食」に関する情報の共有化、食品の検査体制や食品表示等に係る監視指導體制の強化など、消費者の視点に立った食品安全対策の推進を図る必要があります。

また、我が国の食料供給基地としての役割を担う本県においては、本県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、トレーサビリティシステム※2や新たな認証制度の導入等を推進し、安心・安全な農林水産物の生産に努める必要があります。

このようなことから、かごしまの食の安心・安全の確保を目指すための指針として、この基本方針を策定するものであります。

※1リスクコミュニケーション:リスクに関する情報を専門家や行政、事業者だけでなく消費者、一般市民などすべての関係者が共有し、意思疎通を図ること。

※2トレーサビリティシステム:食品の生産、処理・加工から流通・販売に至る各段階の情報を追跡し、遡及できる仕組みのこと。

2 策定の背景

- (1) 最近の「食」をめぐる情勢は、食品の製造・加工技術の飛躍的な進歩、流通手段の発達等により、食の外部化・簡便化、食品の国際化など食料消費構造の変化が進むとともに、消費者と生産者の距離が広がるなど大きく変化してきております。
- (2) また、BSEや高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示、輸入野菜の残留農薬、無登録農薬の販売・使用問題など、消費者の「食の安全」に対する関心が高まってきており、「食の安心・安全の確保」に向けた取組が強く求められています。
- (3) このようなことから、本県ではこれまで、生産段階においては「安心・安全な食の供給」に努めるとともに、製造・加工、流通・販売の各段階においては、JAS法や食品衛生法など食品関係法令に基づく検査や監視・指導を行ってきたほか、「地産地消の推進」や「食育の推進」など、生産者と消費者の相互理解の促進に努めてきたところであります。
- (4) さらに、平成15年末に策定した「21世紀新かごしま総合計画第2期実施計画」では、「食の安心・安全の確保」を新たに主要プロジェクトとして位置付け、消費者の安心と信頼を確保する取組を推進することとしております。

3 基本的な考え方

県内で生産される農林水産物と県民が消費する食品の安全を確保し、安心できる食生活を実現することは、県民が求める安心・安全で健康的な食生活のために極めて重要なことです。

このため県は、食に関わる全ての関係者間の連携強化を図るとともに、県政の基本的課題として、次の認識のもと、食の安心・安全の確保に努め、県民をはじめ、消費者の安心と信頼を確保する取組を推進していくこととします。

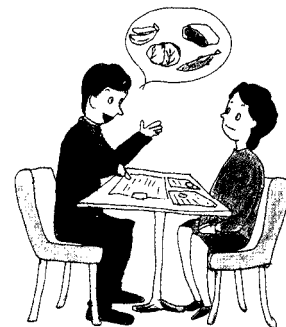
(1) 消費者に顔の見える農林水産業の推進

本県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼の確保を図るため、安心・安全な食の供給に努めるとともに、これら生産者の取組を的確に伝えるなど、消費者に顔の見える農林水産業を推進する必要があります。



(2) 消費者の視点に立った食品安全対策の推進

県民の健康保護の観点に立ち、製造から流通、消費に至る各段階において、食品の安心・安全の確保を図る必要があります。



(3) 消費者への正確で確実な情報の提供

食品に関する消費者からの様々な疑問や相談等に対して、食品の安全性や生産状況など、正確で分かりやすい情報を迅速かつ確実に提供する必要があります。



(4) 消費者における正しい知識の習得と理解の促進

消費者や消費者団体は、自ら食の安心・安全の確保に関する正しい知識の習得に努め、理解を深めることが重要です。



(5) 生産者、事業者、消費者、行政の協働

食に関わる全ての関係者が、食品の安全確保に係る施策の重要性と各々の責務・役割を認識し、互いに連携・協力する関係を確立することが重要です。

